

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【訓 令】

○ 岡山県直営工事執行規程の廃止
（県例規集登載）

技術管理課

【告 示】

○ 一般乗合用のバスの取得に係る自動車税の環境性能割の非課税措置の対象となる路線の指定の一部改正
（県例規集登載）

県民生活交通課

○ 岡山県収入証紙売りさばき場所の変更
【公 告】

会計課

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
”

経営支援課

○ 道路の位置の指定
”

建築指導課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

目次

担当課（室）

令和4年2月22日 岡山県公報 第12372号

◎岡山県訓令第3号

岡山県直営工事執行規程（昭和四十二年岡山県訓令第12号）は、
令和4年2月22日 県土木農
局 部 部

附 則

岡山県知事 伊原木 隆 太

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

◎岡山県告示第八十二号

平成二十三年岡山県告示第六百五十四号（一般乗合用のバスの取得に係る自動車税の環境性能割の非課税措置の対象となる路線の指定）の一部を次のように改正する。

令和四年二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一及び二中「平成二十七年分から令和二年度分」を「平成二十八年度分から令和三年度分」に改める。

令和4年2月22日 岡山県公報 第12372号

◎岡山県告示第八十三号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十二条第一項の規定により、令和四年二月十四日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人に係る売りさばき場所の変更を承認した。

令和四年二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

英田郡西栗倉村影石三十三番地一	所 在 地	売 り さ ば き 人
木 秀 樹	名称及び代表者の氏名 西栗倉村 村長 青	
英田郡西栗倉村影石三十三番地一	変更後の売りさばき場所	

令和4年2月22日 岡山県公報 第12372号

〔七三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ドラッグコスモス桜が丘店

所在地 赤磐市桜が丘東五丁目5番三二〇ほか

(2) 名称 ドラッグコスモス長船店

所在地 瀬戸内市長船町土師字松ヶ端一六六番ほか

(3) 名称 ドラッグコスモス西江原店

所在地 井原市西江原町字森友一二〇一番一ほか

(4) 名称 ドラッグコスモス院庄店

所在地 津山市院庄字柳ヶ坪九五八番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

第一福岡ビルS館四階

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前十時

(変更後) 午前九時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 名称 ドラッグコスモス桜が丘店

(変更前) 午前九時三十分から午後十時三十分まで

(変更後) 午前八時三十分から午後十時三十分まで

イ 名称 ドラッグコスモス長船店

(変更前) 午前九時三十分から午後十時三十分まで

(変更後) 午前八時三十分から午後十時三十分まで

ウ 名称 ドラッグコスモス西江原店

(変更前) 駐車場一 午前九時三十分から午後十時三十分まで

駐車場二 午前九時三十分から午後十時まで

(変更後) 駐車場一 午前八時三十分から午後十時三十分まで

駐車場二 午前八時三十分から午後十時まで

エ 名称 ドラッグコスモス院庄店

(変更前) 午前九時三十分から午後十時三十分まで

(変更後) 午前八時三十分から午後十時三十分まで

4 変更年月日

令和四年三月一日

二届出年月日

令和4年2月22日 岡山県公報 第12372号

令和四年二月七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年二月二十二日から同年六月二十二日まで

2 縦覧の場所

(1) 名称 ドラッグコスモス桜が丘店

岡山県産業労働部経営支援課及び赤磐市産業振興部商工観光課

(2) 名称 ドラッグコスモス長船店

岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市産業建設部産業振興課

(3) 名称 ドラッグコスモス西江原店

岡山県産業労働部経営支援課及び井原市建設経済部商工課

(4) 名称 ドラッグコスモス院庄店

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業文化部商業・交通政策課

令和4年2月22日 岡山県公報 第12372号

〔七四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ポルカ

所在地 高梁市中原町一〇八五番地の一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 協同組合ポルカ

住所 高梁市中原町一〇八四番地の一

代表者の氏名 代表理事 安藤 建司

(2) 名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役 野口 重明

(3) 名称 株式会社ジュンテンドー

住所 島根県益田市遠田町二一七九番地一

代表者の氏名 代表取締役 飯塚 正

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

名称 株式会社ジュンテンドー

住所 島根県益田市下本郷町二〇六番地五

代表者の氏名 代表取締役 飯塚 正

(変更後)

名称 株式会社ジュンテンドー

住所 島根県益田市遠田町二一七九番地一

代表者の氏名 代表取締役 飯塚 正

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

名称 株式会社ジュンテンドー

住所 島根県益田市下本郷町二〇六番地五

代表者の氏名 代表取締役 飯塚 正

ほか二十一者（届出書別紙一に記載のとおり）

(変更後)

名称 株式会社ジュンテンドー

住所 島根県益田市遠田町二一七九番地一

代表者の氏名 代表取締役 飯塚 正

ほか十一者（届出書別紙二に記載のとおり）

4 変更年月日

令和三年四月二十日ほか

令和4年2月22日 岡山県公報 第12372号

二 届出年月日

令和四年二月十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年二月二十二日から同年六月二十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和4年2月22日 岡山県公報 第12372号

〔七五〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和四年二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 (メートル)	道 路 の 延 長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇三三三号 令和四年二月十四 日	岡山県井原市西江原町字上次三二 四一番一、三二四一番二の一部	四・一一	三四・九四

令和4年2月22日 岡山県公報 第12372号

〔七六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年二月二十二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字池ノ下一六九三一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区庭瀬四八七―一D二〇二

雲岡 徹

雲岡 佳代

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十二月六日岡山県指令建指第三三二号